市第91号議案

不当利得返還についての訴えの提起 不当利得返還について、次のように訴えを提起する。 平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

被告 神奈川区六角橋六丁目18番10号 ランディング株式会社

代表取締役 鈴 木 アイ子

- 2 訴訟物の価額17,088,965円
- 3 訴えの要旨

ランディング株式会社(以下「ランディング」という。)に対し、17,088,965円及びうち17,088,000円に対する平成25年6月10日から平成25年12月31日までにあっては年14.6パーセントの割合、平成26年1月1日から支払済みに至るまでにあっては横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年6月横浜市条例第37号)第1条の規定による改正後の横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例(昭和31年6月横浜市条例第14号)付則第5項の割合による延滞金の支払を求める。

4 訴えを提起する理由

横浜市は、ランディングに対し、不適正な請求によりランディングが過大に受給していた介護給付費等の返還を請求した。そして、横浜市から督促等がされたにもかかわらず、ランディングが当該返還請求に応じないため、訴えを提起するものである。

5 裁判所

横浜地方裁判所

提案理由

不当利得の返還を求めるため、ランディング株式会社に対し訴え を提起したいので提案する。

参考

事件の概要

1 平成21年7月8日 横浜市は、ランディング株式会社(以下

「ランディング」という。) に対し、介護

給付費等の不適正な請求の事実を指摘し、

ランディングが過大に受給していた介護給

付費等を自主的に返還することを求めた。

2 平成22年1月22日 ランディングは、横浜市に対し、ランデ

ィングが過大に受給していた介護給付費等

として合計 17,388,965 円の返還に関する同意

書及び分割納付による返還計画表を提出し

た。

3 平成22年2月から 平成22年8月まで

ランディングは、横浜市に対し、分割納

付により合計300,000円を返還した。

4 平成22年10月から 平成25年7月まで

横浜市は、ランディングに対し、督促状の発送、催告等を行い、17,088,965円の返還を請求したが、ランディングは、これに応じなかった。

地方自治法 (抜粋)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで省略)

(ii) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服 申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁 決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号から第15号まで及び第2項省略)